

高裁なごや vol. 20

1 平成25年度法の日週間行事

毎年10月1日から7日までの法の日週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では様々な行事を行っています。

名古屋高等裁判所では、10月17日(木)と10月29日(火)に、次の二つの行事を開催しました。

高裁・家裁合同企画

「成年後見制度をご存じですか？」開催報告

10月17日(木)の午後に、名古屋簡易裁判所民事調停部会議室(3階)において、社会的に注目されている成年後見制度を知っていただくために、成年後見制度について説明する広報行事を開催しました。

成年後見制度の手続説明用ビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」をご覧いただいた後に、成年後見手続を担当している職員から、成年後見制度について説明を行いました。

参加者の皆さんは、配布したレジュメやパンフレットにメモをとりながら、熱心に聞いておられました。

なお、上記の手続説明用ビデオは、裁判所ホームページにある動画配信にアクセスして視聴することができます。



(説明会場の様子)

その後、成年後見手続を担当している裁判官を交えて質疑応答を行いました。
参加者の皆さんには、担当者の説明を聞いて疑問に思ったことなどを質問してもらいました。積極的に質問がなされ、活発な質疑応答となりました。



(質疑応答の様子)

休憩をしてから、名古屋家庭裁判所の庁舎見学を行いました。庁舎見学では、人事訴訟手続で使用する法廷や、少年審判手続で使用する少年審判廷及び科学調査室を見学していただきました。

参加された方の声

- ビデオ、資料内容、配布されたパンフレットがわかりやすかった。
- 今回の行事に参加させていただき感謝しています。ありがとうございました。
- 勉強になりました。参加してよかったです。
- 庁舎見学はなかなか入れない所に入れて面白かったです。
- 市民とのこのような行事企画は非常に良い。
- 今回参加できなかった人のためにも、成年後見制度の企画をもう一度やってほしい。

裁判所・検察庁・弁護士会合同企画

「司法を知ろう！」見学ツアー開催報告

10月29日(火)の午後に裁判所, 検察庁, 弁護士会共催で, 裁判所→弁護士会→検察庁の順に移動して, 見学していただくツアーを実施しました。

ここでは, 裁判所での見学の様子をご紹介します。

まずは, 1号法廷にて, 民事裁判を担当している裁判官から, 民事裁判手続についての説明がありました。そのほかに, 裁判官として普段心がけていることや, 裁判官になろうと思ったきっかけなどについても話がありました。

その後, 参加者の皆さんには, 法服(裁判官が裁判の時に着ている黒い服)を着ていただいたり, 裁判官の席に座っていただいたりするなどして, 1号法廷の中を自由に見学していただきました。



(1号法廷での裁判官による説明の様子)

1号法廷を見学した後は, 裁判員裁判用法廷にて, 刑事裁判を担当している裁判官から, 民事裁判手続と刑事裁判手続との違いを中心に, 刑事裁判手続についての説明がありました。そのほかに, 裁判員裁判手続についての説明や, 参加者の皆さんが裁判員に選ばれた時に心がけてほしいことについても話がありました。

裁判員裁判用法廷では、法廷でのやりとりを裁判員の方に理解してもらいやすいように、映像機器など様々な設備面での工夫がなされております。

職員から使用している機器の説明をさせていただき、先に見学した1号法廷と裁判員裁判用法廷を比較していただくことによって、皆さんには、その違いがよく分かっていただけたようでした。

その後、1号法廷と同じく裁判員裁判用法廷の中も自由に見学していただき、裁判所における見学ツアーは終了しました。



(裁判員裁判用法廷での職員による使用機器説明の様子)

参加者の皆さんには、引き続き、弁護士会、検察庁の順に移動して、見学をしていただきました。

参加された方の声

- 裁判官から直接の説明があってよかった。
- 裁判官と直接話すことができ、有意義な時間を過ごすことができました。
- 個人で裁判を傍聴するだけでは分からないことを説明していただき、説明がとても分かりやすかった。
- 法服を着ることができて、貴重な体験となりました。
- 裁判員裁判のために導入されたシステムが画期的で驚きました。

2 平成25年度冬の広報行事

平成25年12月5日(木)に名古屋家庭裁判所と共催で「少年審判手続について～少年審判手続における家庭裁判所調査官の役割等～」を実施します。

行事の詳細は、名古屋高等裁判所ホームページの到着情報に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。